毎週 火曜日・金曜日 (祝祭日に当たるときは翌日発行)

発行人 大 分 県

編集

株明文堂印刷 (定価 箇年 三万八千八百八十円)

1丁目、判田台東2丁目、判田台北1丁目、判田台北2丁目、判田台北3丁目、判田台北4

平 成二十 九年

第二九二九号

日

丁目、判田台南1丁目、判田台南2丁目、判田台南3丁目、判田台南4丁目」を加え、同部

の敷戸交番の項中「敷戸台2丁目」の次に「、寒田わかば台」を加える

(火曜日)

5

+

月三十

この規則中別表第1の大分南警察署の部の敷戸交番の項の改正規定は平成29年11月3日か 同部の大南幹部交番の項の改正規定は平成30年1月6日から施行する

大分県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める

病院局管理規程

平成二十九年十月三十一日

大分県病院局長

田 代

英

哉

大分県病院局管理規程第三号

 交番等の設置に関する規則の一部改正………………………………………………………………

病院局管理規程

公安委員会規則

Ħ

次

大分県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

大分県病院局職員の給与に関する規程(平成十八年大分県病院局管理規程第十三号)の

部を次のように改正する。

第五十二条第一項中「初任給調整手当」を「病院局長が定める手当の月額」に改める。

この規程は、 平成二十九年十一月一日から施行する。

大分県病院局職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年十月三十一日

. 四

都市計画図書の縦覧

大分県病院局長

田 代

英

哉

大分県病院局管理規程第四号

大分県病院局職員の特殊勤務手当支給規程(平成十八年大分県病院局管理規程第十四号) 大分県病院局職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程

の一部を次のように改正する。

の診療業務その他病院局長が定める業務」に改める。 第七条中「又は容体が著しく悪化した患者の診療業務」 を「、容体が著しく悪化した患者

に従事した業務について適用する。 この規程は、公示の日から施行し、 改正後の第七条の規定は、平成二十九年四月一日以後

別表第1の大分南警察署の部の大南幹部交番の項中「高江北2丁目」の次に「、判田台東

交番等の設置に関する規則(平成6年大分県公安委員会規則第2号)の一部を次のように

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

改正する

大分県公安委員会規則第9号

平成29年10月31日

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

大分県公安委員会委員長

÷

E

無

直

○公安委員会規則

平成二十九年十月三十一日

大分県報 (公安委員会規則・病院局管理規程

# ○告示

### 大分県告示第六百十六号

| 定非営利活動法人の設立の認証申請があった。 | 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特

平成二十九年十月三十一日

申請のあった年月日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

平成二十九年十月十三日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

\_

特定非営利活動法人 アンリッシュ

代表者の氏名

 $\equiv$ 

下山元文

主たる事務所の所在地

四

宇佐市大字下高千五百五十六番地の一

五 定款に記載された目的

この法人は、部落問題を始め様々な人権問題の調査・研究及び人材の育成並びに人権啓

発・教育に関わる事業を推進し、人権文化の創造に寄与し人権擁護に貢献することを目的

とする。

### 大分県告示第六百十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとお

り特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成二十九年十月三十一日

大分県知事 広 瀬

勝

貞

変更申請のあった年月日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称平成二十九年十月十六日

特定非営利活動法人 別府温泉地球博物館

代表者の氏名

由佐悠紀

- 四 主たる事務所の所在地

別府市大字内竈千三百九十三番地

→ 五 定款に記載された目的

価値や観光客への利便性の高い最新の情報を発信する。かで調和のとれた地域社会の実現に貢献するために、別府温泉から世界へ向けて学術的なこの法人は、別府温泉の自然科学的な魅力をはじめとする新しい価値を創造し、より豊

仕組の「フィールド博物館」、それらを支えるプロガイドの養成機関をつくるための「人テムである「バーチャル博物館」、訪れた観光客を温泉自然科学のフィールドに案内する具体的には、別府温泉に関するあらゆる情報をウェブ上で検索できるデータベースシス

六 定款変更の内容

材育成」の活動を行う。

会員に関する事項の変更

受員に関する事項の変更

役員に関する事項の変更

会議に関する事項の変更

資産及び会計に関する事項の変更

定款の変更に関する事項の変更

公告の方法の変更

## 大分県告示第六百十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水

産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

平成二十九年十月三十一日

解除予定保安林の所在場所

大分県知事 広 瀬 勝

貞

図に示す部分に限る。)・一五一五番二(以上一筆国有林) 佐伯市大字青山字シヤク迫一五一二番二・一五一三番二(以上二筆国有林について次の

一保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

指定理由の消滅

並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局

\_

" 大字日出生一九三〇番地	衞 藤 卓 志	"	" 大字日出生二五〇八番地の一	中島厚志	"
" 大字山田二○○九番地	長野道範	"	玖珠郡玖珠町大字四日市六七六番地	園田龍馬	理事
玖珠郡玖珠町大字四日市六七六番地	園 田 龍 馬	理事	住	氏名	役名
住	氏名	役 名		(退任役員)	
	[役員)	(就任	大分県知事 広 瀬 勝 貞		
" 大字大隈一三一五番地の一	繁 田 義 行	"	I	平成二十九年十月三十一日	I
" 大字戸畑二六五一番地	石井龍文	"	、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり	のた。(致珠郡致珠町)から、	田出があった。 地改良区(玖th
" 大字山田一二六番地	梅木正範	監事	<b>伊第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、</b>	_	土地改良
″ 大字戸畑九○二の一番地	中島寛明	"		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	-
" 大字塚脇五八八番地	梶原啓一	"	に致める。	しくは基礎二級=令第一条の規定に	基礎一級若の
" 大字小田一三七の一番地	千道幸則	"	・ スニューュュニー トー	力開発促進法第四十七条	職業能力問
" 大字四日市二九九五番地	藤川裕美	"	礎二級」を「基礎級又は職業能	中「基礎一級又	
" 大字大隈一五○二番地	梅木東海	"	「、基礎一級及び基礎二級」を「及び基礎級」に改める。	の発表等の2中級」に改める。	一 六 合格者
″ 大字太田六五○番地の一	長尾嘉泰	"	実施期日、実施場所等の1〇中「、基礎一級及び基礎二級」	技能検定試験の手数料、	
" 大字山田二五三五番地	吉武学	"	める。		十一条に坦
" 大字山浦二一番地	髙	"	の職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六一の一部を改正する省令(平成二十九年厚生学働省令第五十七号)第一条の一		規定による改正前
"大字日出生九四六番地の六五	衞 藤 泰 規	"	→ 行う(さん) - Ling … 分か行うぎょう ことり 力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試	)規	力開発促進
" 大字古後三四一八番地	長尾光雄	"	種の注中「基礎一級又は	実施する等級別	随時
" 大字山田二○六七番地	江 藤 徳 幸	"	び基礎二級」を「及び基礎級」に改める。 大名県知事	「、基礎一級及	制定文中
" 大字綾垣一三三一番地	机 足 建 一	"		平成二十九年十月三十一日	平成二
"大字戸畑七二三六番地の一	秋好憲生	"	正し、平成二十九年十一月一日から適用する。	一部を次のように	施の公告の
" 大字山田一一九○番地	梅木輝昭	"	大分県報号外第九号に登載の平成二十九年度全期技能検定の実	九年三月一日付け	平成二十
" 大字大隈八七番地	小 野 隆 晴	"	告	<ul><li>公公</li></ul>	
"大字古後一二二三番地	宿利隆德	"			

大分県報 (公告)

大字小田八九三番地の		大字大隈六一一番地
	大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり惟進課	一 縦覧場所

竹田都市計画道路 三都市計画の種類及び名称

三・四・三号竹田駅前平線(竹田市決定)

大分県知事

広

瀬

勝

貞